

各 位

米沢市立病院 米沢市病院事業管理者 渡邊 孝男  
 一般財団法人三友堂病院 理事長 仁科 盛之  
 MULプロパティ株式会社 代表取締役 船橋 啓二

## 回 答 書

米沢市立病院・三友堂病院新病院建設工事に係る施工予定者選定公募型プロポーザル参加表明に関する質問に対して回答する。

質疑番号	資料番号	資料ページ番号	質 問	回 答
1	資料2	5	(4) 業務内容 ② 施工計画において、工事エリアとして使用できる範囲をご教示いただけませんか？	基本設計書に記載されています。 (基本設計書は参加を認められた者に対して貸出する。)
2	資料2	5	施工工事期間中の病院側関係者の駐車場の確保等は業務内容に含まれるでしょうか？その場合駐車場の台数をご指示下さい。	業務内容に含まれます。 想定台数は、基本設計書に記載されています。
3	資料2	5	(4) 業務内容 ② 施工計画に於いて敷地外で、米沢市のご協力等を頂ける場合、仮設事務所、作業員駐車場、仮設ヤード、残土仮置き場等として使える場所があります場合ご教示願います。(河川敷き等)	敷地外にはありません。 河川敷の取り扱いは、基本設計書に記載されています。
4	資料2	6	I-9 実施スケジュール、実施要項等公表、図面等資料の貸出期間の開始日を前倒しして頂けないでしょうか。(例えば、令和2年6月8日から)本プロポーザルへ参加するにあたり、図面等を読む期間を十分に確保する為。	秘密保持の観点から、図面等資料の貸出は必要最小限の貸出に止めたいと考えており、本プロポーザルの参加を認められた者に限定しています。故に図面等資料の貸出は、実施要項に示された通り、参加資格確認申請書審査結果通知後の令和2年6月19日(金)以降となります。
5	資料2	6	9実施スケジュール 「図面等資料の貸出期間令和2年6月19日から」とございますが、秘密保持誓約書を提出すれば、参加資格確認申請書審査結果通知前の時間帯(6月19日)に貸出可能でしょうか？	貸出はできません。
6	資料2	7	9 実施スケジュール (1) 「参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物は、提出期限日午後5時までに必着とする。」とございますが、郵便局にも確認しましたところ、「通常であれば前日に郵送物を持ち込めば、翌日17時までには届くが、コロナ禍の影響もあり遅れる可能性はゼロではない。」とのことでした。提出期限日の前日までに郵便局に持ち込んだうえで発送いたしますれば、コロナ禍の影響によって配達が遅れた場合は参加業者の責は問わず、提出物は有効のものとして扱っていただけますでしょうか？	原則、提出期限日午後5時までに必着です。配達証明付き書留郵便を配達日指定郵便として、提出期限までに間に合うように発送してください。(配達日指定郵便は、原則として差出日の翌々日から起算して10日以内の日までが指定可能な配達日となります。また届ける日数が翌々日以降の地域についてはこの限りではないので注意してください。) なお、持参提出は認めます。
7	資料2	7	9 実施スケジュールの(1)に記載の参加資格確認申請書、技術提案書等の提出物について「配達証明付き書留郵便」にて郵送とありますが、提出期日時間内の持参提出または宅配便での提出は宜しいでしょうか。	原則、配達証明付き書留郵便としてください。宅配便は不可とします。 なお、持参提出は認めます。
8	資料2	8	10 参加資格 (4) 公告日が指名停止期間中に該当する場合、当該業者は、本プロポーザルの参加資格がないと考えてよろしいでしょうか？	宜しいです。
9	資料2	8	I-10(11)②の技術協力業務責任者及び、I-10(12)③の監理技術者の従事経験において、全工期に従事しているが工期の途中で現場代理人から監理技術者へ変わった場合は、現場代理人の期間も評価対象と考えて宜しいでしょうか。	監理技術者として従事した経験を有していれば評価対象となります。 (実績を示す書類は必ず提出してください。)
10	資料2	8	同じく、I-10(11)②の技術協力業務責任者及び、I-10(12)③の監理技術者の従事経験において、現場代理人として従事していた場合は評価対象と考えて宜しいでしょうか。	監理技術者、及び主任技術者と兼務していれば評価対象となります。 (実績を示す書類は必ず提出してください。)
11	資料2	8	同じく、I-10(11)②の技術協力業務責任者及び、I-10(12)③の監理技術者の従事経験において、従事期間についての条件をお示し願います。	従事期間は問いません。 (実績を示す書類は必ず提出してください。)
12	資料2	8	I-10(11)②の技術協力業務責任者及び、I-10(12)③の監理技術者の従事経験において、全工期の内、何割従事していれば従事経験として宜しいでしょうか。ご教示願います。	同上。

13	資料2	8	10 参加資格 (11) ② 「平成 22 年度以降に完成した延べ面積 15,000 m <sup>2</sup> 以上かつ 病床数 200 床以上の規模で、免震構造の国内の病院の新 築又は増築工事に、監理技術者又は主任技術者として従事 した経験 を有すること。」とございますが、該当工事における従事期間 は特に定めは無いとの理解でよろしいでしょうか？ もし、「全工期の〇%以上」といった制限があるようでしたらご 指示願います。	同上。
14	資料2	8	(12)監理技術者について、現場代理人として従事した者は、 監理技術者と同等の資格を有するという判断で宜しいでしょ うか。	違います。 監理技術者を現場代理人と置き換えることはできません。
15	資料2	8	技術協力業務責任者と監理技術者の条件として、「10 参加 資格」の(11) (12)に記載された工事における「監理技術者 又は主任技術者」として従事した経験を有すること、とありま すが、これを、同様の建物条件で「現場代理人」として従事した 経験により置き換えることは、可能でしょうか。ご教授願いま す。	同上。
16	資料2	8	I-10(11)②の技術協力業務責任者及び、I-10(12)③の 監理技術者の従事経験において、現場代理人として従事した 経験で宜しいでしょうか。また、監理技術者と同等の評価と考 えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	同上。
17	資料2	8	I-10 (11)技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。 (12)監理技術者を選任配置できること。 との参加資格要件がございますが、技術協力業務責任者と監 理技術者は同一人物でも宜しいでしょうか。	宜しいです。
18	資料2	8	技術協力業務責任者と監理技術者は、同一の人物を継続し て従事させることとして宜しいでしょうか。または、それぞれに 別の人物を従事させる必要がありますでしょうか。ご教授願いま す。	同上。
19	資料2	8	I-10(12)の監理技術者の専任配置において、監理技術者 と現場代理人を兼ねることは可能でしょうか。ご教示願いま す。	可能です。
20	資料2	9	技術協力業務責任者と監理技術者が同一ではなく、それぞ れ別の人物で従事させた場合、プロジェクト責任者としての任 務は、技術協力業務責任者から監理技術者に切り替えられる ものと考えて宜しいでしょうか。ご教授願います。	宜しいです。
21	資料2	9	技術協力業務責任者及び監理技術者の職務経歴欄が不足 する場合には、別紙参照とし、自社の経歴書を添付してもよろ しいでしょうか。ご教授願います。	指定様式(様式3-3-1、3-3-2)の職務経歴欄の行数を必要 数増やして記載してください。2ページ綴りとなっても構いま せん。その場合、書面下部にページ番号を記載してください。
22	資料2	9	II-1-(3)-⑥ 「第2構成員の代表者等の一覧(様式任意)」とありますが、3 社でJVを構成する場合は、第3構成員の分も必要でしょうか。 ご教授願います。	必要です。
23	資料2	9	II-1(3)⑧の委任状・使用印鑑届(書式任意)について、平成 31年・32年度米沢市の入札参加資格を東北支店を受任先と して頂いている場合、単体で東北支店として資格審査を申請 するにあたって委任状は必要でしょうか。	必要です。 米沢市の入札参加資格の申請がされている場合であっても 提出して下さい。
24	資料2	9	II-1-(5)-② 「参加資格確認申請書(様式3-1)」の担当者連絡先は「配置 予定の技術協力業務責任者又は監理技術者を記載すること 」とありますが、現在他工事に従事している為、現在本件を 担当している営業担当者でよろしいでしょうか。ご教授願いま す。	担当者連絡先に、配置予定の技術協力業務責任者又は監 理技術者と、営業担当者、両方の連絡先を記載してください。
25	資料2	9・10	技術協力業務責任者及び監理技術者は、複数名の候補を提 出してよろしいでしょうか。ご教授願います。	認めません。 人選のうえ必要書類を提出してください。 (別紙2-1に示す評価基準により採点します。)
26	資料2	10	1 参加資格審査 (5) ④ 様式3-3-1における参加申請について、配置予定の技術協 力業務責任者は、複数名申請することは可能でしょうか？	同上。
27	資料2	10	1 参加資格審査 (5) ④ 「事故等のやむを得ない事由(病気・死亡等極めて特別な場 合)」とは、社内の異動も含まれるのでしょうか？	含まれません。
28	資料2	10	II-1-(5)-④ 技術協力業務責任者の経験実績を証明する書類として「工事 の内容を証明する書類は、従事したことの解るものであれば その形式は問わない」とありますが、民間工事の実績である場 合、自社証明で宜しいでしょうか。	工事の内容を証明する書面は、コリンズの写し、或いは契約 書の他、当該工事の発注者に提出した書面(組織・体制が明 記された総合施工計画書等)としてください。自社の経歴書 のみでは、工事の内容を証明する書面としては不十分です。
29	資料2	10	II-1-(5)-⑤ 監理技術者の経験実績を証明する書類として「工事の内容を 証明する書類は、従事したことの解るものであればその形式 は問わない」とありますが、民間工事の実績である場合、自社 証明で宜しいでしょうか。	同上。

30	資料2	10	技術協力業務責任者及び監理技術者の「工事の内容を証明する書面」とは、工事実績が分かるコリンズ、契約書、図面を指しているのでしょうか。契約書には、技術者の記載がない為、自社の経歴書を証明書としてもよろしいでしょうか。ご教授願います。	同上。
31	資料2	10	I 参加資格審査 (5) ⑤ 様式3-3-2における参加申請について、配置予定の監理技術者は、複数名申請することは可能でしょうか？	認めません。 1名を人選の上、必要書類を提出してください。
32	資料2	10	I 参加資格審査 (5) ⑤ 「事故等のやむを得ない事由(病気・死亡等極めて特別な場合)」とは、社内の異動も含まれるのでしょうか？	含まれません。
33	資料2	10	I 参加資格審査 (5) ⑥ 「技術協力業務に配置予定の代表者」とは、JV構成会社からも技術協力業務期間中の打合せ等に参加する担当者との理解でよろしいでしょうか？ また、「⑥共同企業体構成員の代表者等の一覧(様式任意)」に記載する情報は、当該配置予定担当者「の会社名・所属部署名・氏名・連絡先」程度でよろしいでしょうか？具体的に記載すべき事項がございましたらご指示願います。	共同企業体の全体構成が分かる一覧を作成してください。配置予定の技術協力業務責任者、技術協力業務担当者、監理技術者、主任技術者等の所属企業が明確に分かるように記載してください。 各々の記載内容としては、会社名・所属部署名・氏名・連絡先等で宜しいです。
34	資料2	10	II-1-(5)-⑥ 「共同企業体構成員の代表者等の一覧(様式任意)」の「技術協力業務に配置予定の代表者」とは、今回配置予定の「技術協力業務責任者」を指しているのでしょうか。ご教授願います。	同上。
35	資料2	10	II-1-(5)-⑥ 「共同企業体構成員の代表者等の一覧(様式任意)」で、「本工事を契約締結した場合の配置予定の主任技術者を記入すること」とありますが、共同企業体構成員が現時点で配属を予定している技術者について記載するということでしょうか。ご教授願います。	同上。
36	資料2	10	II-1-(5)-⑥ 「共同企業体構成員の代表者等の一覧(様式任意)」に記載すべき必須項目をご教授願います。	同上。
37	資料2	10	I 参加資格審査 (5) ⑦ 「委任状及び使用印鑑届(様式任意)を提出すること。」とございますが、委任状とは、JV構成企業からJV代表企業への委任状のみ、使用印鑑届はJV代表企業、JV構成企業ともに必要との理解でよろしいでしょうか？	宜しいです。
38	資料2	11	III-3 質疑に対する回答について「I-9実施スケジュール」の該当する期限までに、ホームページに掲載する。と有りますが、質問に対し回答が準備できた段階で随時掲載されると解釈して宜しいでしょうか。	掲載は1度です。 全ての質疑の回答を取り纏めた後に、掲載します。
39	資料2	11	III 図面等資料の貸出について、参加資格通知受領後に「秘密保持に関する誓約書」を事務局へ配達証明付き書留郵便にて郵送し、到着確認後に資料(DVD-R)を発送いただく流れとなっていますが、受領日は最短でいつになるでしょうか。	最短受領日は、参加者の所在地にも依ります。 なお、秘密保持に関する誓約書(様式3-8)、及び貸出希望の電子メールは、参加資格確認申請書審査結果通知が発行される6/19(金)以前に送付することも可能です。6/18(木)午後5時までに秘密保持に関する誓約書(様式3-8)、及び貸出希望の電子メールが届いていた場合は、図面等資料を6/19(金)に発送します。ただし、図面等資料については参加を認められた者にのみ貸出します。なお、図面等資料を事務局まで受け取りに来ることはできません。
40	資料2	11	III 図面等資料の貸出 様式3-8秘密保持に関する誓約書の送付、および貸出希望の電子メール送付につきましては、参加資格確認申請書審査結果通知が発行される6/19(金)より以前にご送付差し上げてよろしいのでしょうか？ また、図面等資料は貴市より郵送いただけると理解しておりますが、その場合は6/19(金)に発送いただけるとの認識でよろしいでしょうか？もしくは貴市まで取りに伺うことも可能でしょうか？	同上。
41	資料2	11	III 図面等資料の貸出について、事前に事務局へ「秘密保持に関する誓約書」を郵送し、参加資格通知と同時に受領することは可能でしょうか。	同上。
42	資料2	16	2-2VE提案作成(オ)の条件 (3) ① 総駐車台数について必要台数の引渡しは、契約工期の最終引渡し時と考えるとよろしいでしょうか？各建屋引渡し時に台数の制約があります場合は、御指示いただけますでしょうか？	基本設計書に記載されています。
43	資料2	26	第三者賠償 10 12 善良な管理下における、10記載の「損害」と12記載の損害の違いについてご教示いただけませんか？	「第三者賠償 10」は、発注者の帰責事由によるものが明らか な場合の記載であり、「第三者賠償 12」は、発注者、受注者 どちらの帰責事由であるのかが不明確な場合の記載です。

44	資料2	27	「用地リスク・用地の瑕疵」の項に「契約前に確認できるものは受注者の負担」とございますが、「契約」の定義がございません。技術協力業務委託契約もしくは工事請負契約のいずれなのか、ご教示願います。	実施設計段階においては技術協力業務委託契約、施工段階においては工事請負契約となります。 例えば、実施設計段階で確認したのに対して、受注者がそれを見逃して見積を行い、その見積に基づいて工事請負契約を締結した場合、増加した工事費用は受注者の負担となります。
45	資料2	27	「用地リスク・用地の瑕疵」の項に「契約前に確認できるものは受注者の負担」とございますが、ご指定された契約時点までの間に、受注者の負担で地盤調査等を行い、リスクを確認する主旨との理解でよろしいでしょうか。	そのような主旨ではございません。公表されているデータや契約までに実施された調査結果等、計画を進めていく中で当然知り得る情報から確認できるものを指しています。 現在、地質調査、土壌汚染調査は実施しております。埋蔵文化財調査等については行っておりません。地中に埋蔵されている文化財や障害物等については明らかになっておりません。
46	資料2	27	既存建物の解体工事がある場合、アスベスト含有や埋設排水タンクなど契約時点では確認困難な部位がございます。このような部位のリスクは、受注者では負わないとの理解でよろしいでしょうか。	技術協力業務委託契約時点で確認困難なものについては、受注者の帰責事由による遅延ではないものとします。
47	資料4	3	第9条 工事請負契約が締結されなかった場合の特許工法その他の特許権等の取り扱いについては、その時点で協議させていただければと存じますが、いかがでしょうか？	原則第9条の通りですが、協議には応じます。その上で、特許工法その他の特許権等の取り扱いについては、発注者が決定するものとします。
48	資料4	4	第10条 工事請負契約が締結されなかった場合の先立って行った資材発注等については、施工予定者が単独で実施していたものという理解でよろしいでしょうか？	宜しいです。
49	資料7	1	4 (4) ① 技術協力業務委託の業務内容に関して(4)①に示された「雨水排水計画」は施工計画(工事仮設)に関する検討と理解してよろしいでしょうか。	施工計画(工事仮設)に限定した検討ではありません。技術提案及び設計補助とある通り、実施設計に関わるあらゆる検討です。
50	資料7	1	4 (4) ① 技術協力業務委託の業務内容に関して(4)①に示された「造成計画」とは建築工事に関する土工の施工計画と考えてよろしいでしょうか。開発行為等の手続きは本業務に含まれていないと理解しております。	施工計画に限定した検討ではありません。技術提案及び設計補助とある通り、実施設計に関わるあらゆる検討です。 開発行為等の手続きは本業務に含まれていません。ただし、施工予定者の提案により設計変更が生じた場合は、4(4)④に記載の通り、施工予定者が、設計変更に関わるあらゆる検討及び申請業務における全ての行政折衝、必要書類の作成を行うこととなります。
51	資料7	1	4 (4) ② 技術協力業務委託の業務内容に関して(4)②に示された「敷地内別途工事」の別途工事の内容をご明示いただけますでしょうか。別発注工事や医療機器等の調整は本業務に含まれないと理解しております。	基本設計書等に記載されています。
52	資料7	2	4 (4) ④ 技術協力業務委託の業務内容に関して(4)④に示された設計変更への対応に「あらゆる」と記載ありますが、請負者として行える行政折衝には制限があると思われれます。基本的には実施設計を担当される設計会社様がメインで行うものに対して、あくまで「補助」として協力するとの理解でよろしいでしょうか。	請負者ではなく、施工予定者であり技術協力業務を行う者です。施工予定者の提案により設計変更が生じた場合は、4(4)④に記載の通り、施工予定者が、設計変更に関わるあらゆる検討及び申請業務における全ての行政折衝、必要書類の作成を行うこととなります。その場合、「補助」ではなく、提案者としての自覚を持ち「メイン」で業務を行ってください。設計者でなければ行えないことについては、設計者が協力します。
53	資料11	1	(総則)第1条 3 「受注者が設計成果物と工事目的物を引き渡すものとする。」とございますが、本件について適応されるものとの理解でよろしいでしょうか？	設計成果物は設計者が発注者に引き渡します。ただし、受注者(=施工予定者)が設計者となった場合は、受注者が担当した範囲の設計成果物を発注者に引き渡すこととなります。施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。
54	資料11	1	第1条(3)で定める「設計」については、本契約後に施工者が実施する「実施設計の補助」という理解でよろしいでしょうか？契約時点において、設計に関して既になされた設計内容との関係を含め責任範囲を関係者で確認させていただければと存じます。	第1条2項は用語の定義です。また、施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。設計責任の範囲は、施工予定者決定後、関係者にて確認を行います。
55	資料11	1	(総則)第1条の4 設計方法についても受注者とその責任において定めると理解してよろしいでしょうか？	受注者(=施工予定者)が設計者となった場合、受注者が担当した範囲の設計方法については受注者とその責任において定めるものとします。施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。
56	資料11	3	(設計の一括委任又は一括下請負の禁止) 本件の受注者は、実施要項に定める「施工予定者」と理解してよろしいでしょうか？	宜しいです。 施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。
57	資料11	3	(設計受託者以外の者への設計の一括委任又は一括下請負の禁止) 本件の受注者は、実施要項に定める「施工予定者」と理解してよろしいでしょうか？	宜しいです。 受注者(=施工予定者)は設計者となる可能性があります。施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。
58	資料11	4	(設計受託者との委託契約等) 第9条の3についての具体的なイメージが実施要項から推測することが困難でありますため、ご教示いただけませんでしょうか？	受注者(=施工予定者)は設計者となる可能性があります。施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。

59	資料11	5	(第12条の2並びに第12条の3) 当該技術者は、実施要項に定める、施工予定者＝受注者として理解してよろしいでしょうか？	宜しいです。 受注者(＝施工予定者)は設計者となる可能性があります。施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。
60	資料11	6	(第12条の4) 「統括代理人」「プロジェクト責任者」「技術協力業務責任者」の定義は、実施要項を優先するものと理解してよろしいでしょうか？	宜しいです。
61	資料11	6	第12条の5 「受注者は監理業務管理技術者を定めること」とございますが、本件の工事施工者が定めるとの理解でよろしかったでしょうか？	監理業務管理技術者は設計者が定めるものとします。 なお、受注者(＝施工予定者)が設計者となった場合は、その設計範囲における監理業務を行う場合があります。
62	資料11	7	第15条の2 受注者が設計成果物を発注者様に提出しなければならないとの理解でよろしいでしょうか？	受注者(＝施工予定者)は設計者となる可能性があります。受注者(＝施工予定者)が設計者となった場合は、受注者が担当した範囲の設計成果物を発注者に提出することとなります。施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。
63	資料11	9	第20条の4(1)～(3) 設計成果物の変更は受注者が行うとの理解でよろしいでしょうか？	受注者(＝施工予定者)は設計者となる可能性があります。受注者(＝施工予定者)が設計者となった場合は、受注者が担当した範囲の設計成果物の変更については受注者が行うこととなります。施工予定者が設計者となる可能性については、資料2「実施要項」17ページ2-3(3)に記載の通りです。
—	資料11	—		※ 質疑番号53～63について これらの条項は全て受注者(＝施工予定者)が設計者となった場合の条項であるため、施工予定者が設計者とならなかった場合は、該当するすべての条項の内容が差替えられることとなります。  ※ 資料11について 資料11は「米沢市立病院・三友堂病院建設工事請負契約約款(案)」であり、「米沢市立病院・三友堂病院建設工事請負契約約款」については、施工予定者決定後、施工予定者と協議の上、発注者が内容を決定し、改めて工事請負契約までに作成するものとします。
64	別紙2-1		技術協力業務責任者および監理技術者の従事経験につきまして、複数の病院実績にて条件を満たす場合も能力資格有りと判断いただけますでしょうか。 例) 同一人物が国内の病院における300床以上かつ20,000㎡以上の規模の実績を有し、かつ別の建物における免震構造での新築または増築実績を有している場合、2つの実績を統合して評価いただけますでしょうか。	別紙2-1に記載された評価基準の通りとします。 (例にあるような複数の実績を統合することは認めません。)
65	様式3-0		参加資格要件チェックリスト 2項 財務諸表(貸借対象表/損益計算書)/監査報告書の提出は、公開されている最新のものを1カ年度分を提出するとの理解でよろしいでしょうか？	宜しいです。
—	様式3-0	—		「様式3-0」の「確認書類」の表記に誤記がありました。修正版として様式を更新しましたので「更新版_様式3-0」を使用してください。 修正内容は以下のとおり 項目10 修正前:様式3-1 → 修正後:様式3-2 項目11 修正前:様式3-1-1 → 修正後:様式3-3-1 項目12 修正前:様式3-1-2 → 修正後:様式3-3-2
66	様式3-3-1		当様式の職務経歴を記載することになっておりますが、当該欄には「別紙のとおり」とさせていただきます、当社様式の経歴書を別紙として添付することはお認め頂けますでしょうか？	指定様式(様式3-3-1)に記載してください。スペースが足りないのであれば、指定様式(様式3-3-1)の職務経歴欄の行数を必要数増やして記載してください。2ページ綴りとなっても構いません。その場合、書面下部にページ番号を記載してください。
67	様式3-3-2		当様式の職務経歴を記載することになっておりますが、当該欄には「別紙のとおり」と記載させていただきます、当社様式の経歴書を別紙として添付することはお認め頂けますでしょうか？	指定様式(様式3-3-2)に記載してください。スペースが足りないのであれば、指定様式(様式3-3-2)の職務経歴欄の行数を必要数増やして記載してください。2ページ綴りとなっても構いません。その場合、書面下部にページ番号を記載してください。
68	様式3-7-2-1		VE提案採用前概算工事見積内訳書に関して作成要領には「本ファイルの項目に基づき大項目、中項目及び小項目を適宜設定」とございますが、小項目については「躯体工事(基礎部、地上部に分けて区分)と、「仕上工事(全ての科目を外部と内部に区分)」を追加した、様式3-7-2-1VE提案採用前概算工事見積内訳書のみ提出(独自の内訳明細はなし)という認識でよろしいでしょうか？小項目追加の程度・イメージをご教示いただきたく存じます。	小項目の追加についての指定はありません。適宜ご判断ください。 VE提案の採用前、採用後が内訳書で分かりやすく表現されることが望ましいです。 工事費内訳明細書は、資料2「実施要項」24ページに記載の通り、最優秀提案事業者決定後に発注者が指定する期日までにVE提案採用後のもので提出することとなります。